

営 業 許 可 証

指令始保 第35号の200

住 所 鹿児島県始良市西餅田 6 1 - 7

氏 名 迫間 世志郎

食品衛生法第55条第1項の規定により次の条件を付して許可します。

令和 5 年 6 月 5 日

鹿児島県始良保健所長 山口 文佳



- 1 営業の種類
食肉販売業
- 2 営業施設の名称, 屋号又は商号
海鮮・七海
- 3 営業施設の所在地
始良市西餅田 3 2 8 9 - 2
- 4 条 件
有効期間
令和 5 年 6 月 5 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。